



理事の定数を割ってしまった場合、 すぐに補充しなければいけないか

Question

定款で理事の定数を「9人以上11人以内」と定めています。最近では理事のなり手がなく改選期には9人選ぶのがやっとという状態が続いています。下限しか選出していない場合、理事が退任したらどうなるのでしょうか。

Answer

考えなければいけないのは、①補充義務、②残任義務、③員外理事、④理事会定足数の4点です。

①補充義務

中協法には「理事の定数の3分の1を超える欠員が出たときは、3カ月以内に補充しなければならない」という規定があります。ですから、下限の9人の $1/3=3$ 人までは欠けても法律上の補充義務は発生しないのですが、4人欠けて5人になってしまったならば、3カ月以内に補充しなければなりません。1人欠けた場合は法律上の補充義務は発生しませんが、定款違反ですから放置することは避けるべきです。

②残任義務

残任義務とは、中協法の「任期満了又は辞任により退任した役員は新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。」という定めをいいます。残任義務は下限を割ったところから適用になります。つまり、11人の上限を選んでいれば、2人までは残任義務なく辞任できますが、下限の9人しか選んでいないならば理事は辞任届を出しても理事として残任しなければならないのです。

注意しなければいけないのは、残任義務は任期満了と辞任の場合だけに適用になるという点です。

③員外理事

組合は組合員により運営されるものですから、理事は組合員(又は組合員たる法人の役員)から選出するのが原則です。少なくとも定数の2/3は組合員又は組合員たる法人の役員(正

規理事)でなければならないので、1/3までは組合員以外の理事も認められています。下限定数が9人の場合は、3人まで「員外理事」を置くことができます。

任期満了と辞任以外の退任、例えば、組合員の脱退による退任の場合、残任義務はありません。その場合には、員外理事の規定があるかどうか、さらにその員外理事の人数に空きがあるかをチェックします。もし、空きがあるならば員外理事として残れる可能性があります。

ただし、員外理事はi 外部の知見を活かすため、ii 組合運営に専念できる人を理事にするため、といった明確な目的をもった制度であって、理事資格を失った理事の受皿のための制度ではないという考え方もあります。

④理事会定足数

最後に下限の定数が9人で2名死亡した場合の理事会の定足数について考えてみます。死亡の場合は、残任義務も員外理事の規定も適用不可能ですから、理事が7人しかいないということです。理事会の定足数は「議決に加わることができる理事の過半数の出席」と中協法に定められています。議決に加わることができる理事の過半数とは、理事の実在数ですが、理事が7人に減ったら過半数の4人出席で理事会が成立するか、というところではないと解釈されています。実在数が下限の人数を下回った場合には下限の過半数が理事会の定足数と解釈されています。したがって、9人の過半数の5人の出席が成立要件になります。どんなに定数割れを起こしても5人の理事がいるうちに理事会を開催して、役員選挙の総会開催を決議しなければなりません。